

## 青森大学機密情報保存媒体の取り扱いについて

### (目的)

第1条 この規程は青森大学（以下「本学」という）における重要な情報を管理する媒体の取り扱いに関する基本的な方法と手順を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規定において適応対象とする物は、以下の者とする。

- (1) 本学の教職員。
- (2) 本学の機密情報保存媒体の臨時使用者。

### (機密情報記録媒体の取り扱い)

第3条 機密情報が保管されている記録媒体は以下の運用に沿って使用すること。

- (1) 記録媒体は所定の場所に保管すること。
- (2) 記録媒体を持ち出す際は CSIRT 実施者に許可を取ること。
- (3) CSIRT 実施者は記録媒体の持ち出しを記録すること。
- (4) 個人所有の記録媒体は使用しないこと。
- (5) 記録媒体にパスワードを設定できる場合、必ず設定すること。
- (6) 記録媒体に設定しているパスワードを定期的に更新すること。

### (機密情報の取り扱い)

第4条 記録媒体に保存されている機密情報は別に定められたレベルによる分類し、適正に運用すること。

### (インシデント発生時)

第5条 記録媒体の紛失または情報流出などが確認された場合、速やかに所属部署の CSIRT 担当者に連絡し対応を仰ぐこと。

## 附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。